

空き家リノベーション普及啓発事業実施要領

第1 支援の目的

空き家の利活用の促進に向けて、空き家のリノベーション事例の普及及び中古住宅に対する消費者の理解の促進を図るため、空き家のリノベーション物件の見学会の開催を支援することを目的とする。

第2 支援金の交付

(公社)鳥取県宅地建物取引業協会(以下「宅建協会」という。)は、第1の目的に資するため、宅建協会会員(以下「会員」という。)が実施する第3の支援対象住宅の見学会の開催に要する費用の一部に対し、予算の範囲内で支援を行う。

第3 支援対象住宅等

支援対象住宅、支援対象経費、支援金の額及び支援要件は、別紙1のとおりとする。

第4 支援対象期間

4月1日から翌年2月末日までの間に開催する見学会とする。

第5 支援対象住宅の登録、事業実施の調整

- 1 支援を受けようとする会員は、様式第1号に別紙2を添付し、事業実施1か月前まで(4月実施に係るものは、別途、協議して決定した日まで)に所属支部長に提出する。なお、支援対象住宅であっても、支援要件に該当しない場合は支援しない。
- 2 提出を受けた支部長は、内容を審査し、支援要件が適合している場合は、別紙3に登録し、宅建協会会長(以下「会長」という。)及び他の支部長に送付する。
- 3 各支部事業流通委員会委員は、支援を受けようとする会員と事業の実施を調整し、事業を実施する場合は、支部長を通じて様式第2号により会長に提出する。
- 4 提出を受けた会長は、本事業補助金交付申請書を鳥取県知事(以下「知事」という。)に提出する。

第6 支援の決定

会長は、事業の支援の可否を決定し、様式第3号により支部長に通知する。通知を受けた支部長は、当該会員にその旨を通知する。

第7 支援事業実施報告

- 1 支援事業を実施した会員は、事業終了後20日以内に様式第4号に請求書(支援金の上限額を超えた場合は、全体額が分かるものを添付)を1部及び成果品、事業を実施した様子が分かる写真等を各3部添付し、所属支部長に提出する。
- 2 提出を受けた支部長は、様式第5号に請求書及び成果品、写真等を各2部添付し、会長に提出する。

第8 支援金の支払

会長は、様式第5号の内容を精査し、第3に適合している場合は代金を支払い、本事業補助金実績報告書にその領収書の写し、成果品、写真等を添付し、知事に提出する。

第9 支援金額の確定

会長は、支援金額を確定し、様式第6号により支部長に通知する。通知を受けた支部長は、当該会員にその旨を通知する。

第10 雑則

本要領に定めるもののほか本空き家リノベーション普及啓発事業の支援について必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

参 考

- 別紙 1 空き家リノベーション普及啓発事業支援基準
- 別紙 2 空き家リノベーション普及啓発事業支援要件チェックシート票
- 別紙 3 令和 年度空き家リノベーション普及啓発事業支援対象住宅登録簿
- 様式 1 令和 年度空き家リノベーション普及啓発事業支援対象住宅登録申請書
- 様式 2 令和 年度空き家リノベーション普及啓発事業支援申請書
- 様式 3 令和 年度空き家リノベーション普及啓発事業支援可否決定書
- 様式 4 令和 年度空き家リノベーション普及啓発事業支援報告書（会員報告用）
- 様式 5 令和 年度空き家リノベーション普及啓発事業支援報告書（支部長報告用）
- 様式 6 令和 年度空き家リノベーション普及啓発事業支援額確定通知書

これ以降のページは会員ページを参照してください。